

「大学現況票」作成要領

I 趣旨

- (1) 「大学現況票」は、大学を設置するのに必要な最低の基準である大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）その他の関係法令等を満たしているか否かを分析する際の根拠となる資料・データ等の1つとして作成していただくものです。
- (2) 「大学現況票」は、基準2「教育研究組織」、基準3「教員及び教育支援者」、基準4「学生の受入」、基準5「教育内容及び方法」及び基準7「施設・設備及び学生支援」に係る基本的な観点を対象としています。機構の評価においては、対象大学の当該基準に係る基本的な観点の自己評価結果を分析する際に用いますので、正確な数値等を記入してください。
- (3) なお、対象大学においては、上記の基準に係る基本的な観点を自己評価する際に、「大学現況票」を根拠となる資料・データ等の1つとして用い、必要に応じて学部・研究科等ごとの状況を分析した上で、大学全体としての自己評価を記述してください。

II 作成要領

1. 「大学現況票」は、評価実施年度の5月1日現在（別に定める場合を除く。）で作成してください。なお、該当しない事項は、当該欄は削除せず、「斜線」を引いてください。
2. 「設置者」及び「大学の名称」の変更を作成日以降に予定している場合は、「備考」の欄にその旨を記入してください。
3. 「大学本部の所在地」の欄は、大学本部の所在地（住居表示）を記入してください。大学を設置する法人本部の位置ではありませんので注意してください。なお、大学本部の所在地の変更を作成日以降に予定している場合は、「備考」の欄にその旨を記入してください。
4. 「教育研究組織等【基準2・4】」の欄について
 - ①「学士課程」の欄
 - ア「学部・学科等の名称」の欄
 - ・学部の学科又は課程の単位（学部・学科以外の基本組織の場合は当該組織を含む。以下同じ。）で記入してください。
 - ・学部の学科又は課程の下に専攻その他の教育研究組織を置く場合であって、当該組織に入学定員を設定している場合は、当該専攻その他の組織単位で記入してください。例えば、管理栄養士、看護師、理学療法士、作業療法士等の学校養成施設等に指定又は認定された組織にあつては、当該専攻その他の組織単位

で記入することになります。

- ・廃止又は改組転換等により学生の募集を停止し、学生の卒業を待って廃止予定の教育研究組織（以下「廃止予定組織」という。）については、この欄に記入せず、「学生募集停止中の学部・研究科等」の欄に記入してください。

イ「修業年限」「入学定員」「編入学定員」「収容定員」の欄

- ・「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織単位ごとに、修業年限、入学定員、編入学定員、収容定員を記入してください。
- ・編入学定員を設定している場合は、編入学を行う年次ごとに記入してください。また、学部単位で編入学定員を設定している場合は、その設定状況が分かるように記入してください。
- ・昼夜開講制を実施する場合は、入学定員、編入学定員及び収容定員を昼間主コース、夜間主コースに区分し、「備考」の欄に「昼夜開講制」と記入してください。なお、昼間主コースと夜間主コースの入学定員を区分しない場合は、「備考」の欄に「昼夜開講制（コース区分なし）」と記入してください。

ウ「学位（付記する名称）」の欄

- ・「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織単位ごとに、授与する学位及び付記する専攻分野の名称を記入してください。

エ「平均入学定員充足率」の欄

- ・平均入学定員充足率とは、評価実施年度を含めた直近5年間における入学定員に対する各年度の入学者の割合の平均をさします。
- ・「平均入学定員充足率」の欄には、「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織単位ごとに、各年度の入学者（学年進行中の場合は設置後経過した年度分）に対する各年度の入学定員充足率（各年度ごとに小数点第3位を切り捨て）を加算し、5年（学年進行中の場合は設置後経過した年数）で割った数値（小数点第3位を切り捨て）を記入することになります。
- ・「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織単位とは別の組織単位により入学試験を実施している場合は、その状況が分かるように工夫して記入することになります。

オ「別地校地」の欄

- ・「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織の教育活動を2以上の校地において行う場合は、この欄に「有」と記入してください。
- ・「別地校地」の欄に「有」と記入した場合は、「教員及び教育支援者【基準3】」の欄の「※別地校地を有する学部・学科等」の欄にも記入が必要となります。

カ「所在地」の欄

- ・学部の所在地（住居表示）を記入してください。なお、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と付記してください。

キ「備考」の欄

- ・「学部・学科等の名称」の欄に記入した組織に特記すべき又は参考となる事項がある場合は、記入してください。例えば、夜間学部や昼夜開講制等。

- ・夜間主コースの社会人学生等を対象として授業の一部を校舎等の所在地以外の場所（サテライトキャンパス等）で行う場合は、当該場所の名称及び所在地を記入してください。

②「大学院課程」の欄

ア「研究科・専攻等の名称」の欄

- ・研究科の専攻・課程の単位（研究科・専攻以外の基本組織の場合は当該組織を含む。以下同じ。）で記入してください。
- ・研究科の専攻が修士課程の場合は当該専攻名称の後に「(M)」と、博士課程の場合は「(D)」と付記してください。また、区分制博士課程の専攻の場合は、前期課程の専攻と後期課程の専攻を区分の上、前期課程は当該専攻の後に「(M)」と、後期課程は当該専攻の後に「(D)」と記入してください。
- ・夜間大学院又は14条特例を実施する場合は、「備考」の欄に「夜間大学院」又は「14条特例」と記入してください。
- ・廃止予定組織については、「学生募集停止中の学部・研究科等」の欄に記入してください。

イ「基礎学部・学科等名称」の欄

- ・「研究科・専攻等の名称」の欄に記入した組織の基礎となる学部又は学部の学科等を記入してください。なお、基礎となる学部・学科等の所在地と異なる場合は当該研究科・専攻等の所在地（又はキャンパス名称）を併記してください。
- ・独立研究科（研究科固有の組織）の場合は、当該研究科の所在地（又はキャンパス名称）を記入してください。なお、附属研究所等を基礎とした研究科の場合は、当該研究所等の名称を併記してください。

ウ 上記以外の欄

- ・学士課程に準じて記入してください。

③「専門職学位課程」「専攻科・別科」の欄

- ・学士課程、大学院課程に準じて記入してください。
- ・「専攻科・別科」において、教員免許や助産師等の取得可能資格等があれば、「特記事項（取得可能資格等）」の欄に記入してください。

④「学生募集停止中の学部・研究科等」の欄

- ・学生募集停止中の学部、研究科等を記入し、学生募集を停止した年度及び在学生数を付記してください。

5. 「教員及び教育支援者【基準3】」の欄について

①「学士課程」の欄

ア「学部・学科等の名称」の欄

- ・「教育研究組織等【基準2・4】」の「学部・学科等の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。
- ・学部の学科又は課程以外に、教養教育等の授業科目を担当する固有の組織を設置する場合は、当該組織を記入してください。
- ・附属研究所、センター等の教育研究組織は記入しないでください。

- ・廃止予定組織は記入しないでください。ただし、当該廃止予定組織のみに所属する教員がいる場合には記入してください。

イ「教授」「准教授」「講師」「助教」の欄

- ・学部の学科又は課程（教養教育等の授業科目を担当する固有の組織を含む。）に所属する専任の教員数を記入してください。ただし、学部の課程において、課程単位に教員組織を置かない場合には、適宜欄を工夫して記入してください。
- ・当該組織に所属する専任の教員であって、学士課程の授業科目を担当しない専任の教員は算入できません。なお、「授業科目を担当しない専任の教員」には、専ら研究や管理運営にのみ従事する教員のほか、評価実施年度において休職や長期海外渡航者等、年間を通じて授業を担当しない専任の教員を含みます。

（大学院課程、専門職学位課程に同じ。）

- ・薬学部のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする学科については、「大学設置基準別表第一イ備考第10号の規定に基づく薬学関係の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）に定める薬剤師としての実務の経験を有する専任教員（以下「実務家専任教員」という。）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他学部の運営に責任を担う専任教員以外の者（以下「みなし専任教員」という。）の教員数を「備考」の欄に内数で記入してください。

ウ「基準数」「うち教授数」の欄

- ・大学設置基準別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)に定める専任教員数を記入してください。
- ・教員養成に関する学部は、大学設置基準別表第一の表イ備考第11号に基づき、「教職課程認定基準」（平成13年7月19日教員養成部会決定）に定める課程の免許状の種類に応じて必要な分野ごとに教科、教職、特別支援教育又は養護に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員数の合計数を記入してください。

エ「非常勤教員」の欄

- ・非常勤講師の数を記入してください。なお、客員教員や特任教員などの専任の教員には該当しない者も含まれます。
- ・他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼担）は、この欄には算入しないでください。また、上記イに掲げる「専任教員等」の各欄にも算入しないでください。

オ「※別地校地を有する学部・学科等」の欄

- ・「※別地校地を有する学部・学科等」の欄には、「教育研究組織等【基準2・4】」の「別地校地」の欄に「有」とした場合は記入してください。
- ・「最大受入定員」の欄は、各校地（キャンパス）ごとに当該学部・学科等組織の学生を受け入れる最大の定員を記入してください。
- ・「専任教員」の欄には、各キャンパスごとに配置する当該組織の専任教員数を記入してください。この場合、授業科目を担当するキャンパスに着目して専任教員数を算入し、複数のキャンパスにおいて同一の専任教員が授業科目を担当

する場合はダブルカウントして「複数の校地において教育を行う専任教員」の欄に内訳を記入してください。

・別地校地を有する学部・学科等に所属する専任の助手の数を「備考」の欄に記入してください。

・なお、別地校地を有する学部・学科等に該当する事例は、次のとおりです。

①学年ごとに教育研究を行うキャンパスが分かれる場合

(A校地で1年次教育、B校地で2年次教育)

②一部の科目あるいは指定曜日のみ別キャンパスで行う場合

(A校地の学生がB校地の必修授業を履修する場合)

③各キャンパスで4年間の教育を完結して行い、かつ学生がいずれのキャンパスで学ぶかを選択する場合(いわゆるキャンパス選択型)

②「大学院課程」の欄

ア「研究科・専攻等の名称」の欄

・「教育研究組織等【基準2・4】」の「研究科・専攻等の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。

・上記のほか、教員養成に関する学部を基礎とする研究科のうち、義務教育諸学校の教科の種類に対応する複数の専攻分野を学生の履修上の区分として1つの専攻により組織(専修又はコース等)する場合は、当該専攻分野又は履修上の区分(教科の種類)ごとに記入してください。

・廃止予定組織は記入しないでください。ただし、当該廃止予定組織のみに所属する教員がいる場合には記入してください。

イ「研究指導教員」「うち教授数」「研究指導補助教員」の欄

・研究科の専攻・課程に所属する専任の教員数を記入してください。ただし、当該組織に所属する専任の教員であっても、大学院課程の授業科目又は研究指導を担当しない専任の教員は含めません。(上記5の①のイ参照)

ウ「研究指導教員基準」「うち教授数」「研究指導補助教員基準」の欄

・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号)別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。)に定める専任の教員数を記入してください。

・なお、一定規模数の学生の収容定員を有する研究科の専攻については、同告示別表第三が適用されるとともに、大学院設置基準第9条の2の規定に基づく「大学院の研究科における1個の専攻当たりの入学定員の一定規模数を専門分野ごとに定める件」(平成11年文部省告示第176号)により算出される専任教員数が当該研究科の基礎となる学部等の専任教員の数に算入できないことに留意が必要です。

エ「備考」の欄

・研究科の専攻に所属する専任の助手の数を記入してください。

オ 上記以外の欄

・学士課程に準じて記入してください。

③「専門職学位課程」の欄

ア「研究科・専攻等の名称」の欄

- ・「教育研究組織等【基準2・4】」の「研究科・専攻等の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。
- ・廃止予定組織は記入しないでください。ただし、当該廃止予定組織のみに所属する教員がいる場合には記入してください。

イ「専任教員」「うち教授数」の欄

- ・研究科の専攻に所属する専任の教員数を記入してください。ただし、当該組織に所属する専任の教員であっても、専門職学位課程の授業科目を担当しない専任の教員は含めません。（上記5の①のイ参照）

ウ「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄

- ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。

エ「教員基準」「うち教授数」「うち実務家教員数」「うちみなし教員数」の欄

- ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条に定める専任の教員数を記入してください。

オ「備考」の欄

- ・専門職大学院設置基準附則第2項を適用する場合は、その適用する専任の教員数を学士課程及び大学院課程（前期課程・後期課程の別）ごとに「備考」の欄に記入してください。適用しない場合もその旨を記入してください。
- ・研究科の専攻に所属する専任の助手の数を記入してください。

カ 上記以外の欄

- ・学士課程、大学院課程に準じて記入してください。

④「教員以外の職員等」の欄

- ・「事務職員」及び「技術職員」に係る「（うち主に教育支援者）」とは、学部・研究科等において編成された教育課程を遂行するために必要な教育上の支援を担う者をいいます。例えば、教務関係や厚生補導等を担う事務職員、実験実習又は実技の授業科目等の教育活動の支援や補助等を行う技術職員が該当します。なお、附属病院の診療業務を担当する医療従事職員（看護師、薬剤師、検査技師等）については、記入を省略して構いません。
- ・「図書館専門職員」とは、図書館の機能を十分発揮させるために必要な司書等の専門的知識を有する職員をいいます。
- ・「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等が該当します。
- ・契約職員、派遣職員等は、「非常勤」に分類してください。

6. 「教育内容及び方法【基準5】」の欄について

①「授業期間等」の欄

- ・学年の始期を4月以外としている場合は、「学年の期間」を修正してください。
- ・大学又は大学院等において複数の「学期区分」「授業期間」又は「授業時間」を設定している場合は、適宜欄を追加して記入してください。

②「学士課程」「大学院課程」「専門職学位課程」の欄

ア「学部・学科等の名称」「研究科・専攻等の名称」の欄

- ・「教育研究組織等【基準2・4】」の「学部・学科等の名称」「研究科・専攻等の名称」の欄に掲げる組織単位で記入してください。なお、教養教育等について授業科目を区分する必要がある場合は、適当な名称を記入してください。

イ「卒業（修了）要件単位数」の欄

- ・学則等に定める卒業又は修了要件単位数を記入してください。なお、医学又は歯学に関する学科であって、履修すべき単位数の一部を授業時間数と定めている場合は、単位数及び授業時間数を併記してください。

ウ「履修科目の登録の上限」の欄

- ・履修科目として登録することができる単位数の上限を設定している場合は、対象期間（通年、半年等）とその単位数を記入してください。
- ・年次ごとに単位数の上限が異なる場合は、「期間」の欄に最小登録単位数の年次と、「単位数」の前に「*」を付して記入してください。例えば、1～3年次が通年32単位、4年次が通年36単位を登録の上限とする場合は、「期間」の欄に「通1-3」と、「単位」の欄に「*32」と記入してください。

エ「特記事項」の欄

- ・学部・研究科等において、学生の学習成果を把握する取組や学位の質を保証する取組等、いわゆる「出口管理」を行うための取組のほか、教育内容及び方法等において特記すべき又は参考となる取組がある場合には記入してください。
(自由記述)

7. 「施設・設備及び学生支援【基準7】」の欄について

①「校地等」の欄

ア「区分」の欄

- ・2以上の校地（校舎敷地）を有する場合は、各キャンパス（校舎敷地）単位に区分し、各校舎敷地面積を記入してください。
- ・運動場用地が隣接又は近接している場合は、区分して記入し、同一敷地により面積を区分できない場合に限り、校舎敷地面積に算入して「備考欄」の欄に「運動場用地を含む」と記入してください。
- ・その他敷地面積には、大学設置基準に算入できない寄宿舍、附属施設用地等の敷地面積を記入してください。また、大学院専用のキャンパス（校舎敷地）を有する場合は、「その他敷地面積」の欄に記入してください。

イ「基準面積」の欄

- ・大学設置基準第37条により算出した面積を記入してください。

- ・当該大学の校地を他の学校等と共用する場合は、当該大学の校地面積を記入するとともに、当該共用する他の学校等の名称、収容定員及び基準面積を「備考」の欄に記入してください。この場合、他の共有する学校等の基準面積を当該大学の「基準面積」の欄には加算しないでください。

ウ「専用」「共用」「共用する他の学校等の専用」の欄

- ・「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する敷地面積を当該敷地区分により記入してください。
- ・「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する敷地面積を当該敷地区分により記入してください。
- ・「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を「その他敷地面積」に記入してください。

エ「備考」の欄

- ・大学の校地を他の学校等と共用する場合は、当該共用する他の学校等の名称、収容定員及び基準面積を記入してください。
- ・キャンパス移転計画等、特記すべき又は参考となる事項がある場合は、記入してください。

②「校舎等」の欄

ア「校舎面積等」の欄

- ・「校地等」の欄に掲げる校舎敷地区分に従い、上記①「校地等」に準じて各欄に記入してください。
- ・「基準面積」の欄には、大学設置基準第37条の2により算出した面積を記入してください。
- ・夜間主コースの社会人学生等を対象として、授業の一部を行う学部校舎等の所在地以外の場所(サテライトキャンパス等)を有する場合は記入するとともに、「備考」の欄に設置場所の所在地を記入してください。

イ「教員研究室」の欄

- ・「校地等」の欄に掲げる校舎敷地区分に従うとともに、「学部・研究科等の名称」の欄には学部(基礎となる研究科を含む)又は独立研究科単位で記入してください。なお、「教員及び教育支援者【基準3】」の専任教員数に算入していない教員の研究室については、記入する必要はありません。
- ・「室数」の欄には、専任教員が執務に使用する研究室の数を区分に従い、記入してください。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算して記入してください。

ウ「教室等施設」の欄

- ・「校地等」の欄に掲げる敷地区分に従い、各欄を記入してください。

③「図書館・図書資料等」

ア「図書館等の名称」の欄

- ・学則等において設置された図書館(室)を記入してください。ただし、学部・学科等の事情により、教職員や学生等への利便を考慮して任意に置かれた図書室等は含みません。

- ・夜間主コースの社会人学生等を対象として、授業の一部を行う学部校舎等の所在地以外の場所（サテライトキャンパス等）を有する場合は、その状況を記入してください。

イ「視聴覚資料その他」とは、視聴覚資料のほか、標本など教育活動に必要なその他の資料を含みます。

④「体育館その他の施設」の欄

- ・「校地等」の欄に掲げる敷地区分に従い、各欄を記入してください。

⑤「附属施設」の欄

- ・「基準施設」とは、大学設置基準第39条に定める附属施設をいい、その施設名称を記入し、設置する学部等の名称を括弧書で付記してください。大学附属の場合は、「(大学)」と記入してください。
- ・「その他の施設」には、上記の基準施設に該当しない附置研究所その他の施設を記入してください。なお、学部・研究科等が設置する附属施設については、記入を省略して構いません。

⑥「その他の事項」

- ・施設・設備等において、特記すべき又は参考となる事項がある場合は記入してください。
- ・大学設置基準第39条の2に定める薬学実務実習施設、専門職大学院設置基準31条に定める教職大学院の連携協力校のほか、教育実習や看護実習等、卒業要件において実習を必修とする場合や企業実習や海外語学研修等の学外受入機関において行う場合は、学外実習施設の確保状況を記入し、該当する学部等の名称を括弧書で付記してください。この場合、確保する施設の種類及び施設数がわかるように記載してください。

Ⅲ その他

「大学現況票」様式ファイルは、機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp>)に、MS-Excel版を用意していますので、適宜ダウンロードしてください。

また、大学の規模等により各基準ごとに分割することが可能です。様式ファイルは、①全体一括シート版、②基準分割シート版、の2種類を用意しています。

なお、上記Ⅱの4の①のエ「平均入学定員充足率」の欄は、別に用意する計算用フォーマット「平均入学定員充足率計算表」を作成の上、記入してください。また、作成した「平均入学定員充足率計算表」は、あわせて提出してください。